

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山武市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県山武市長

公表日

令和5年4月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、保育の必要性の認定、認定こども園等の施設利用者の管理、利用者負担額の算定・収納、保育施設等への給付費支給などの事務を行う。</p> <p>本市は、子ども・子育て支援法に係る保育関連事務の適正かつ効率的な執行のため、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①保育の必要性の認定に関する事務②認定こども園・保育所等の利用調整及び利用者の管理に関する事務③認定こども園・保育所等の利用者負担額の算定及び収納に関する事務④利用者負担額未納者に対する督促及び滞納整理に関する事務⑤施設型給付費支給に関する事務
③システムの名称	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバー 中間サーバー マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none">・第9条第1項・別表第一 8の項及び94の項2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)<ul style="list-style-type: none">・第8条3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)<ul style="list-style-type: none">・第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p>〔選択肢〕</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">1 行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) <p>(情報提供の根拠) ・なし</p> <p>(情報照会の根拠) ・第19条第8項 ・別表第二 13の項及び116の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山武市 保健福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 総務部 総務課 行政係 (0475-80-1112)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市 保健福祉部 子育て支援課 幼保こども園係 (0475-80-2632)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所